

社会福祉法人博愛会 行動計画

全ての職員が、安心して働き続けることができる雇用環境の整備を図り、仕事と子育てを両立させることができる企業活動を進めるため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日

2. 内 容

目標1

育児休業の取得を推進し、次のとおり実績目標を定める。

男性職員 → 計画期間中に1名以上

女性職員 → 対象者の取得率100%

< 対策 >①令和7年4月1日～

最新の法改正に対応した育児休業制度の周知文を作成し、育児休業の対象となる職員に対して個別に情報提供を行い、育児休業取得を勧奨する。

②令和7年4月1日～

会議等の場で育児休業制度・相談窓口等について説明し、申し出を行いやすい環境を整える。